

中小企業・小規模事業者支援部会設置要綱

第1 設置

働き方改革推進協議会（以下「推進協議会」という。）設置要綱の2（2）の規定に基づき「中小企業・小規模事業者支援部会」（以下「支援部会」）を設置する。

第2 活動内容・目的

支援部会は、「和歌山働き方改革推進宣言」（以下「推進宣言」という。）を活動の指針とする。支援部会は、推進宣言を踏まえ、和歌山の働き方改革の推進に係る具体的な取り組みの実施状況の把握、関係機関の連携や協力体制等に係る意見効果や改善提案など、和歌山の働き方改革推進について、幅広い検討を行う。

第3 組織及び事務局

支援部会は推進協議会において指名する支援部会長と推進協議会構成員（団体）の推薦する者を支援部会員で構成する。

支援部会の事務局は和歌山労働局雇用環境・均等室とし、和歌山県商工観光労働部商工労働政策課の協力を得てその運営にあたるものとする。

第4 活動報告等

支援部会は、その活動状況について、年1回以上、推進協議会に報告を行い、推進協議会の意見を受けることとする。

併せて、当該年度の活動状況等を踏まえ、翌年度の活動計画を作成し、推進協議会の承認を得るものとする。

第5 その他

その他、支援部会の運営に係る詳細については、部会長に一任する。